

不利益処分の処分基準

処 分 名	原因行為者への工事施行命令	
根拠法令等及び条項	砂防法第8条（明治30年3月30日）	
所管部局課室係名	県土整備部土木事務所施設管理課（TEL： ） 県土整備部砂防課企画係（TEL：058-272-8621）	
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準	<p>他の工事、作業その他の行為が砂防工事を施行する必要性を生じさせた原因であることが明らかであり、かつ、その結果砂防工事等を要する場合において、当該原因行為者が砂防工事等を行うことが治水上砂防の支障を生じさせないときに、当該砂防工事等の施行を命じることができる。</p> <p>また、原因行為者に対する施行命令の範囲は、原則として当該砂防工事の必要性を生じさせた限度とする。</p> <p>なお、原因行為者が能力、信用等を有しないことなどにより、当該原因行為者に当該砂防工事等を施行させることが治水上砂防の支障を生じさせるおそれがある場合には、当該原因行為者に当該砂防工事等の施行を命じない。</p>
	参 考 事 項	
	設定年月日等	平成30年3月6日設定（平成 年 月 日変更）
備 考		

不利益処分の処分基準

処 分 名	原因行為者の工事費用負担命令	
根拠法令等及び条項	砂防法第16条（明治30年3月30日）	
所管部局課室係名	県土整備部土木事務所施設管理課（TEL： ） 県土整備部砂防課企画係（TEL：058-272-8621）	
処 分 基 準	関 係 条 項	河川法68条（昭和39年7月10日）
	基 準	<p>砂防工事の必要を生じさせた他の工事、作業その他の行為の費用負担者に当該砂防工事の費用を負担させるに当たって、当該砂防工事が砂防法第8条により砂防工事又は砂防設備の維持を命ずるべきものに該当するものであり、かつ、当該砂防工事を都道府県知事等が施行した場合において、当該他の工事、作業その他の行為により工事の必要が生じた時点における砂防設備の新設又は機能回復に要した費用を限度として負担させる。</p> <p>ただし、河川法68条に規定する河川工事により砂防工事を施行する必要が生じた場合はこの限りでない。</p>
	参 考 事 項	
	設定年月日等	平成30年3月6日設定（平成 年 月 日変更）
備 考		

不利益処分の処分基準

処 分 名	代執行費用の義務者からの徴収	
根拠法令等及び条項	砂防法第18条第2項(明治30年3月30日)	
所管部局課室係名	県土整備部砂防課企画係(TEL:058-272-8621)	
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準	未設定(先例が無く、あらかじめ処分基準を設定することは困難である)。
	参 考 事 項	
	設定年月日等	平成30年3月6日設定(平成 年 月 日変更)
備 考		

(整理番号 不：砂－４)

不利益処分の処分基準

処 分 名	土石、砂礫、竹木等の供給命令	
根拠法令等及び条項	砂防法第 2 2 条（明治30年3月30日）	
所管部局課室係名	県土整備部砂防課企画係（TEL：058-272-8621）	
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準	未設定（先例が無く、あらかじめ処分基準を設定することは困難である）。
	参 考 事 項	
	設定年月日等	平成 3 0 年 3 月 6 日 設定 （平成 年 月 日 変更）
備 考		

不利益処分の処分基準

処 分 名	許可の取消、条件変更及び原状回復命令等	
根拠法令等及び条項	砂防法第29条（明治30年3月30日）	
所管部局課室係名	県土整備部土木事務所施設管理課（TEL： ） 県土整備部砂防課企画係（TEL：058-272-8621）	
処 分 基 準	関 係 条 項	岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例第14条
	基 準	本条に基づく処分は、例えば砂防工事を施行する必要を生じたとき、許可に係る行為が土砂の流出のおそれその他の治水上砂防に著しい支障を生ずることとなったとき等、治水上砂防の観点から必要な場合に行うことができるものとし、処分を行う場合の方法についても、治水上砂防の観点から真に必要な範囲において、比例の原則に照らし、相当と認められるものを選択する。
	参 考 事 項	
	設定年月日等	平成30年3月6日設定（平成 年 月 日変更）
備 考		

不利益処分の処分基準

処 分 名	違反者に対する更正及び損害予防設備命令	
根拠法令等及び条項	砂防法第30条（明治30年3月30日）	
所管部局課室係名	県土整備部土木事務所施設管理課（TEL： ） 県土整備部砂防課企画係（TEL：058-272-8621）	
処 分 基 準	関 係 条 項	岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例第14条
	基 準	法律、命令又は許可の条件に違反した者に対し、治水上砂防の観点から必要な場合に行うことができるものとし、処分を行う場合の方法についても、比例の原則に照らし、違反の程度や治水上砂防の支障の程度から相当と認められるものを選択する。
	参 考 事 項	
	設定年月日等	平成30年3月6日設定（平成 年 月 日変更）
備 考		

(整理番号 不：砂-7)

不利益処分の処分基準

処 分 名	間接強制（義務履行命令及び過料納付命令）	
根拠法令等及び条項	砂防法第36条（明治30年3月30日）	
所管部局課室係名	県土整備部砂防課企画係（TEL：058-272-8621）	
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準	未設定（先例が無く、あらかじめ処分基準を設定することは困難である）。
	参 考 事 項	
	設定年月日等	平成30年3月6日設定（平成 年 月 日変更）
備 考		

不利益処分の処分基準

処 分 名		保証金の処分
根拠法令等及び条項		砂防法第 3 7 条（明治30年3月30日）
所管部局課室係名		県土整備部砂防課企画係（TEL：058-272-8621）
処 分 基 準	関 係 条 項	未設定（先例が無く、あらかじめ処分基準を設定することは困難である）。
	基 準	
	参 考 事 項	
	設定年月日等	平成 3 0 年 3 月 6 日 設定 （平成 年 月 日 変更）
備 考		

不利益処分の処分基準

処 分 名	工事原因者への工事施行命令	
根拠法令等及び条項	地すべり等防止法第14条1項（昭和33年3月31日）	
所管部局課室係名	県土整備部土木事務所施設管理課（TEL： ） 県土整備部砂防課企画係（TEL：058-272-8621）	
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準	<p>工事原因者への地すべり防止工事の施行の命令は、地すべり防止工事以外の工事又は地すべり防止工事の必要を生じさせた行為が地すべり防止工事を施行する必要を生じさせた原因であることが明らかであり、かつ、その結果地すべり防止工事を要する場合において、当該工事原因者が地すべり防止工事を行うことが地すべりの防止を阻害せず、又は地すべりを助長せず、若しくは誘発させないときに、当該地すべり防止工事の施行を命じることができるものである。</p> <p>また、工事原因者に対する施行命令の範囲は、原則として当該地すべり防止工事の必要を生じさせた限度とする。</p> <p>なお、原因行為者が能力、信用等を有しないことなどにより、当該原因行為者に当該地すべり防止工事等を施行させることが地すべり防止の支障を生じさせるおそれがある場合には、当該原因行為者に当該地すべり防止工事等の施行を命じない。</p>
	参 考 事 項	
	設定年月日等	平成30年3月6日設定（平成 年 月 日変更）
備 考		

(整理番号 不：砂-10)

不利益処分の処分基準

処 分 名	違反者等への許可の取消、原状回復命令等	
根拠法令等及び条項	地すべり等防止法第21条第1項(昭和33年3月31日)	
所管部局課室係名	県土整備部土木事務所施設管理課 (TEL :) 県土整備部砂防課企画係 (TEL : 058-272-8621)	
処 分 基 準	関 係 条 項	未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされている)。 ○地すべり等防止法 抜粋 第二十一条 都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対して、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、他の施設等の改築、移転若しくは除却、他の施設等により生ずべき地すべりを防止するために必要な施設をすること若しくは原状回復を命ずることができる。 一 第十八条第一項の規定に違反した者 二 第十八条第一項の許可に附した条件に違反した者 三 偽りその他不正な手段により第十八条第一項の許可を受けた者
	参 考 事 項	
	設定年月日等	平成30年3月6日設定 (平成 年 月 日変更)
備 考		

(整理番号 不：砂-11)

不利益処分の処分基準

処 分 名	地すべり防止等のための許可の取消、原状回復命令等	
根拠法令等及び条項	地すべり等防止法第21条第2項(昭和33年3月31日)	
所管部局課室係名	県土整備部土木事務所施設管理課 (TEL :) 県土整備部砂防課企画係 (TEL : 058-272-8621)	
処 分 基 準	関 係 条 項	未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされている)。 ○地すべり等防止法 抜粋 第二十一条 2 都道府県知事は、次の各号の一に該当する場合においては、第十八条第一項の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 一 地すべり防止工事のためやむを得ない必要が生じたとき。 二 地すべりの防止上著しい支障が生じたとき。 三 地すべりの防止上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。
	参 考 事 項	
	設定年月日等	平成30年3月6日設定 (平成 年 月 日変更)
	備 考	

(整理番号 不：砂-12)

不利益処分の処分基準

処 分 名	原因者への損失補償額負担命令	
根拠法令等及び条項	地すべり等防止法第21条5項（昭和33年3月31日）	
所管部局課室係名	県土整備部砂防課企画係（TEL：058-272-8621）	
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準	未設定（先例が無く、あらかじめ処分基準を設定することは困難である）。
	参 考 事 項	
	設定年月日等	平成30年3月6日設定（平成 年 月 日変更）
備 考		

(整理番号 不：砂-13)

不利益処分の処分基準

処 分 名	地すべり防止施設の改良命令等	
根拠法令等及び条項	地すべり等防止法第23条第1項（昭和33年3月31日）	
所管部局課室係名	県土整備部砂防課企画係（TEL：058-272-8621）	
処 分 基 準	関 係 条 項	未設定（法令の規定において判断基準が言い尽くされている）。
	基 準	○地すべり等防止法 抜粋 第二十三条 都道府県知事は、都道府県知事以外の者の管理する地すべり防止施設が次の各号の一に該当する場合において、当該地すべり防止施設が第十二条の規定に適合しないときは、その管理者に対し改良、補修その他当該地すべり防止施設の管理につき必要な措置を命ずることができる。 一 第十一条第一項の規定に違反して工事が施行されたとき。 二 第十一条第一項の承認に附した条件に違反して工事が施行されたとき。 三 偽りその他不正な手段により第十一条第一項の承認を受けて工事が施行されたとき。
	参 考 事 項	
	設定年月日等	平成30年3月6日設定（平成 年 月 日変更）
備 考		

(整理番号 不：砂-14)

不利益処分の処分基準

処 分 名	地すべり防止施設の改良命令等	
根拠法令等及び条項	地すべり等防止法第23条第2項（昭和33年3月31日）	
所管部局課室係名	県土整備部砂防課企画係（TEL：058-272-8621）	
処 分 基 準	関 係 条 項	未設定（法令の規定において判断基準が言い尽くされている）。
	基 準	○地すべり等防止法 抜粋 第二十三条 2 都道府県知事は、都道府県知事以外の者の管理する地すべり防止施設が前項各号のいずれにも該当しない場合において、当該地すべり防止施設が第十二条の規定に適合しなくなり、かつ、地すべりの防止上著しい支障があると認められるときは、その管理者に対し前項に規定する措置を命ずることができる。
	参 考 事 項	
	設定年月日等	平成30年3月6日設定（平成 年 月 日変更）
備 考		

(整理番号 不 : 砂 - 1 5)

不利益処分の処分基準

処 分 名	工事原因者への費用負担命令	
根拠法令等及び条項	地すべり等防止法第34条1項(昭和33年3月31日)	
所管部局課室係名	県土整備部砂防課企画係(TEL:058-272-8621)	
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準	地すべり防止工事の必要を生じさせた地すべり防止工事以外(以下「他の工事」という。)又は地すべり防止工事の必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)の費用負担者に当該地すべり防止工事の費用を負担させるに当たっては、当該地すべり防止工事が地すべり等防止法第14第1項により地すべり防止工事を命ずるべきものに該当するものであり、かつ、当該地すべり防止工事を知事が施行した場合において、当該他の工事又は他の行為により附帯工事の必要が生じた時点における地すべり防止設備の新設又は機能回復に要した経費を限度として負担させる。
	参 考 事 項	
	設定年月日等	平成30年3月6日設定(平成 年 月 日変更)
備 考		

不利益処分の処分基準

処 分 名	附帯工事費用の原因者負担命令	
根拠法令等及び条項	地すべり等防止法第35条第3項（昭和33年3月31日）	
所管部局課室係名	県土整備部土木事務所施設管理課（TEL： ） 県土整備部砂防課企画係（TEL：058-272-8621）	
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準	地すべり防止工事の必要を生じさせた地すべり防止工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は地すべり防止工事の必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)の費用負担者に当該地すべり防止工事により必要を生じた附帯工事の費用を負担させるに当たっては、当該地すべり防止工事が地すべり等防止法第14条第1項により地すべり防止工事を命ずるべきものに該当するものであり、かつ、当該地すべり防止工事により必要を生じた附帯工事を知事が施行した場合において、当該他の工事又は他の行為により附帯工事の必要が生じた時点における附帯工事に要した経費を限度として負担させること。
	参 考 事 項	
	設定年月日等	平成30年3月6日設定（平成 年 月 日変更）
備 考		

(整理番号 不：砂-17)

不利益処分の処分基準

処 分 名	工事費用の受益者への負担命令	
根拠法令等及び条項	地すべり等防止法第36条第1項（昭和33年3月31日）	
所管部局課室係名	県土整備部砂防課企画係（TEL：058-272-8621）	
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準	未設定（先例が無く、あらかじめ処分基準を設定することは困難である）。
	参 考 事 項	
	設定年月日等	平成30年3月6日設定（平成 年 月 日変更）
備 考		

不利益処分の処分基準

処 分 名	延滞金の徴収	
根拠法令等及び条項	地すべり等防止法第38条第2項（昭和33年3月31日）	
所管部局課室係名	県土整備部砂防課企画係（TEL：058-272-8621）	
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準	未設定（法令の規定において判断基準が言い尽くされている）。 ○地すべり等防止法 抜粋 第三十八条第二項 前項の場合においては、都道府県知事は、主務省令で定めるところにより、延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。
	参 考 事 項	
	設定年月日等	平成30年3月6日設定（平成 年 月 日変更）
備 考		

不利益処分の処分基準

処 分 名		制限行為許可の取消等
根拠法令等及び条項		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第8条第1項
所管部局課室係名		県土整備部土木事務所施設管理課 (TEL :) 県土整備部砂防課企画係 (TEL : 058-272-8621)
処 分 基 準	関 係 条 項	未設定 (法令の規定において判断基準が言い尽くされている)。 ○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 抜粋 第八条 都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対して、前条第一項の許可を取り消し、若しくは同項の許可に附した条件を変更し、又は制限行為の中止その他制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置をとることを命ずることができる。 一 前条第一項の規定に違反した者 二 前条第一項の許可に附した条件に違反した者 三 偽りその他不正な手段により前条第一項の許可を受けた者
	参 考 事 項	
	設定年月日等	平成30年3月6日設定 (平成 年 月 日変更)
	備 考	

不利益処分の処分基準

処 分 名	急傾斜地崩壊防止工事の施行命令	
根拠法令等及び条項	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第10条第1項（昭和33年3月31日）	
所管部局課室係名	県土整備部土木事務所施設管理課（TEL： ） 県土整備部砂防課企画係（TEL：058-272-8621）	
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準	未設定（法令の規定において判断基準が言い尽くされている）。 ○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 抜粋 第十条 都道府県知事は、急傾斜地崩壊危険区域内の土地において制限行為（当該急傾斜地崩壊危険区域の指定前に行なわれた行為又はその指定の際すでに着手している行為であつて、その行為が当該指定後に行なわれたとしたならば制限行為に該当する行為となるべきものを含む。以下同じ。）が行なわれ、かつ、当該制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するために必要な急傾斜地崩壊防止工事がなされていないか又はきわめて不完全であることのために、これを放置するときは、当該制限行為に伴う急傾斜地の崩壊のおそれが著しいと認められる場合においては、その著しいおそれを除去するために必要であり、かつ、土地の利用状況、当該制限行為が行なわれるに至つた事情等からみて相当であると認められる限度において、当該制限行為の行なわれた土地の所有者、管理者又は占有者に対し、相当の猶予期限をつけて、急傾斜地崩壊防止工事の施行を命ずることができる。
	参 考 事 項	
	設定年月日等	平成30年3月6日設定（平成 年 月 日変更）
備 考		

(整理番号 不 : 砂 - 2 1)

不利益処分の処分基準

処 分 名	急傾斜地崩壊防止工事の施行命令	
根拠法令等及び条項	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第10条第2項(昭和33年3月31日)	
所管部局課室係名	県土整備部土木事務所施設管理課 (TEL :) 県土整備部砂防課企画係 (TEL : 058-272-8621)	
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準	未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされている)。 ○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 抜粋 第十条 2 前項に規定する場合において、制限行為の行なわれた土地の所有者、管理者又は占有者以外の者の行為によつて同項に規定する急傾斜地の崩壊の著しいおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者に同項の工事の全部又は一部を行なわせることが相当であると認められ、かつ、これを行なわせることについて当該制限行為が行なわれた土地の所有者、管理者又は占有者に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部の施行を命ずることができる。
	参 考 事 項	
	設 定 年 月 日 等	平成30年3月6日設定 (平成 年 月 日変更)
備 考		

(整理番号 不 : 砂 - 2 2)

不利益処分の処分基準

処 分 名	工事費用の受益者への負担命令	
根拠法令等及び条項	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 3 条第 1 項 (昭和33年3月31日)	
所管部局課室係名	県土整備部砂防課企画係 (TEL : 058-272-8621)	
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準	未設定 (先例がなく、あらかじめ処分基準を設定することは困難である)。
	参 考 事 項	
	設定年月日等	平成 3 0 年 3 月 6 日 設定 (平成 年 月 日 変更)
備 考		

(整理番号 不：砂－２３)

不利益処分の処分基準

処 分 名	特定開発行為許可の取消、行為停止命令等	
根拠法令等及び条項	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第21条第1項（平成12年5月8日）	
所管部局課室係名	県土整備部砂防課企画係（TEL：058-272-8621）	
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準	未設定（先例が無く、あらかじめ処分基準を設定することは困難である）。
	参 考 事 項	
	設定年月日等	平成30年3月6日設定（平成 年 月 日変更）
備 考		

不利益処分の処分基準

処 分 名	許可の取消等	
根拠法令等及び条項	岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例第14条第1項（平成14年12月19日）	
所管部局課室係名	県土整備部土木事務所施設管理課（TEL： ） 県土整備部砂防課企画係（TEL：058-272-8621）	
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準	許可の条件に違反した者及び不正な手段により許可を受けた者に対し、治水上砂防の観点から必要な場合に行うことができるものとし、処分を行う場合の方法についても、比例の原則に照らし、違反の程度や治水上砂防の支障の程度から相当と認められるものを選択する。
	参 考 事 項	
	設定年月日等	平成30年3月6日設定（平成 年 月 日変更）
備 考		

不利益処分の処分基準

処 分 名	処分・措置命令等	
根拠法令等及び条項	岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例第14条第2項（平成14年12月19日）	
所管部局課室係名	県土整備部土木事務所施設管理課（TEL： ） 県土整備部砂防課企画係（TEL：058-272-8621）	
処 分 基 準	関 係 条 項	砂防法第29条
	基 準	許可または同意に係る行為により、砂防工事を施行するためやむを得ないとき、土砂の流出のおそれその他の治水上砂防に著しい支障を生ずることとなったとき、砂防施設の管理に支障が生じたとき及び公益上やむをえないとき等、必要な場合に行うことができるものとし、処分を行う場合の方法についても、治水上砂防の観点から及び公益上真に必要な範囲において、比例の原則に照らし、相当と認められるものを選択する。
	参 考 事 項	
	設定年月日等	平成30年3月6日設定（平成 年 月 日変更）
備 考		

不利益処分の処分基準

処 分 名	無許可行為者等に対する処分	
根拠法令等及び条項	岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例第 14 条第 3 項（平成14年12月19日）	
所管部局課室係名	県土整備部土木事務所施設管理課（TEL： ） 県土整備部砂防課企画係（TEL：058-272-8621）	
処 分 基 準	関 係 条 項	砂防法 30 条
	基 準	許可を受けずに制限行為を行う者、又は行った者に対し、治水上砂防の観点から必要な場合に行うことができるものとし、処分を行う場合の方法についても、比例の原則に照らし、違反の程度や治水上砂防の支障の程度から相当と認められるものを選択する。
	参 考 事 項	
	設定年月日等	平成 30 年 3 月 6 日設定（平成 年 月 日変更）
備 考		

(整理番号 不：砂-27)

不利益処分の処分基準

処 分 名	原状回復・追加措置命令	
根拠法令等及び条項	岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例第16条2項（平成14年12月19日）	
所管部局課室係名	県土整備部土木事務所施設管理課（TEL： ） 県土整備部砂防課企画係（TEL：058-272-8621）	
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準	未設定（先例が無く、あらかじめ処分基準を設定することは困難である）。
	参 考 事 項	
	設定年月日等	平成30年3月6日設定（平成 年 月 日変更）
備 考		

(整理番号 不：砂-28)

不利益処分の処分基準

処 分 名	原状回復以外の措置命令	
根拠法令等及び条項	岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例第16条第3項（平成14年12月19日）	
所管部局課室係名	県土整備部土木事務所施設管理課（TEL： ） 県土整備部砂防課企画係（TEL：058-272-8621）	
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準	未設定（先例が無く、あらかじめ処分基準を設定することは困難である）。
	参 考 事 項	
	設定年月日等	平成30年3月6日設定（平成 年 月 日変更）
備 考		